

三郷市立小・中学校の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）

三郷市立小・中学校の学校指定に関する規則（平成１５年教委規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表栄中学校の部を次のように改める。

栄中学校	市助	
	新和一丁目	
	新和二丁目	
	新和三丁目	
	新和四丁目	
	新和五丁目	
	栄一丁目	
	栄三丁目	１番地から１８４番地まで、１９２番地から４３１番地まで
	栄四丁目	
	栄五丁目	２５６番地から２６６番地まで、２７５番地から２８０番地２まで
	岩野木	３７２番地１から３８５番地まで
	谷中	
	谷口	１番地から２０９番地まで、４１７番地から５３７番地まで、６３０番地から６７７番地まで、９０１番地、９１３番地、９１９番地、９５２番地、９５４番地、１２３４番地から１２８７番地まで

	花和田	1 1 1 番地から 1 1 5 番地 2 まで、1 1 7 番地 2、1 1 9 番地 1 から 1 2 3 番地 1 まで、2 2 2 番地 1、2 2 3 番地、2 2 4 番地 1、2 2 4 番地 4 から 2 2 4 番地 8、2 2 5 番地 1
	中央一丁目	
	中央二丁目	
	中央三丁目	

別表前川中学校の部を次のように改める。

前川中学校	戸ヶ崎一丁目	
	戸ヶ崎二丁目	
	戸ヶ崎三丁目	
	戸ヶ崎四丁目	
	戸ヶ崎五丁目	
	戸ヶ崎	
	栄三丁目	1 8 5 番地から 1 9 1 番地 2 まで
	栄五丁目	1 番地から 2 5 5 番地まで、2 6 7 番地から 2 7 4 番地まで、2 8 1 番地 1 から 3 7 9 番地まで
	鷹野二丁目	2 6 番地から 2 8 番地 2 まで、4 3 番地 1 から 6 7 番地まで、7 5 番地 1 から 9 6 番地 3 まで
	鷹野三丁目	3 7 8 番地 1 から 3 7 9 番地 2 まで、3 9 3 番地から 3 9 7 番地 2 まで、4 1 9 番地 1 から 4 2 0 番地 4 まで、4 2 8 番地 1 から 4 3 5 番地まで、4 4 6 番地か

		ら 4 5 6 番地 2 まで、4 6 5 番地から 5 5 6 番地 2 まで
	鷹野四丁目	5 3 4 番地 1 から 5 3 9 番地 2 まで
	鷹野五丁目	1 番地 1 から 2 5 5 番地 まで、2 6 6 番 地から 2 6 7 番地 1 まで、2 6 8 番地 1 から 2 6 8 番地 4 まで、2 6 9 番地から 2 7 2 番地 まで、2 7 4 番地 1、2 7 4 番 地 2、2 7 4 番地 5、3 1 7 番地から 6 1 6 番地 まで
	鎌倉	
	寄巻	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。